



# 忍びの里の木を活かす 伊賀市木材利用方針



## 忍びの里の木を活かす伊賀市木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定、三重の木づかい条例（令和3年三重県条例第25号）及びみえ木材利用方針（平成22年12月13日策定）に基づき、現行の「伊賀市公共建築物等木材利用方針」に、公共建築物以外の事項等を追加して「忍びの里の木を活かす伊賀市木材利用方針」として、本市における木材利用の促進を図るため定めるものである。

### 第1 趣旨

伊賀産材及び県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）を私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、私たちが住む伊賀市を豊かにしていくことに貢献するものである。

こうした認識のもと、市民一人一人が、木材利用の意義を深め、人生を豊かなものにしていくため、市が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、市民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、この方針を作成するものである。

本方針では、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

### 第2 用語の定義

#### (1) 伊賀産材

伊賀市内の森林から産出された木材をいう。なお、使用の確認については、受注業者からの材料承認願等によるものとする。

#### (2) 県産材

三重県内の森林から産出された木材をいう。また、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

#### (3) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいう。

#### (4) 木質化

建築物の新築、増築、改築等に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### 第3 市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 公共建築物における木材利用の促進の基本的事項

##### (1) 市が整備する公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、市内に整備される、法第2条第2項第1号に掲げる建築物であり、具体的には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、市民プール、野球場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、市営住宅等の建築物のほか、庁舎等（市庁舎、総合庁舎、出張所等）をいう。

##### (2) 公共建築物における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

##### (3) 建築材料としての木材の利用の促進

積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、木質化を促進するものとする。

#### 2 民間の建築物における木材利用の促進の基本的事項

##### (1) 民間が整備する建築物

ア 法第2条第2項第2号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び自動車専用道路の休憩所（併設される商業施設を除く）等の建築物をいう。

イ 上記「ア」以外の建築物で、事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

##### (2) 民間の建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

木材が断熱性や調湿性、リラックス効果等に優れ、人々に健康で快適な空間を提供するとともに、地域経済の循環や脱炭素社会の実現に寄与することに鑑み、以下の施策を推進する。

###### ア 伊賀産材の優先的な利用と支援

(1) に掲げる建築物の新築や木質化（内装・備品等）において、伊賀産材を優先的に利用するため、普及啓発を図るとともに、市の補助制度等の活用を促すなど、積極的な支援を行う。

###### イ 伊賀産材の供給・流通体制の構築支援

伊賀産材が円滑に供給されるよう、森林所有者、原木市場、製材事業者、建築関係団体等と連携し、伊賀産材の安定的な供給体制の構築に向けた支援・調整に努める。

### 3 積極的に木造化を促進する公共建築物等の範囲

#### (1) 木造化を促進する公共建築物

公共建築物の整備においては、第3の1の(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

#### (2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

#### (3) 木造化を促進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、第3の2の(1)のアの建築物について、計画時点においてコストや技術面で木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を図るよう努めるものとする。

## 第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

### 1 木材利用の目標

#### (1) 建築材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する公共建築物のうち、第3の3の(1)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

また、その整備する公共建築物について、木造・非木造に関わらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断

される部分について、木質化を推進するものとする。

具体的な数値目標については、別記1に定める。

## (2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する公共建築物において、木材を原材料として使用した製品及び消耗品の利用を促進するものとする。

## (3) 木材の調達目標

市は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として伊賀産材を優先して活用し、伊賀産材による調達が困難な場合は県産材を使用するものとする。

なお、県産材については、「三重の木」認証材を優先して使用する。

また、その整備する公共建築物等において利用する備品及び消耗品（木材を原材料として使用した製品を含む。）の調達にあたっては、エコマーク・グリーンマーク等の認証製品を選択するよう心がけるものとする（グリーン購入）。

## 第5 その他市内の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

### 1 公共工事における木材利用

市が発注する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するものとする。ただし、間伐材及び木製品の利用に当たっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

### 2 公共建築物等を整備する者への要請

市は、国、県、およびその他の公共的団体等が市内で整備する建築物や実施する工事において、本方針の趣旨に則り、伊賀産材をはじめとする木材の積極的な利用が図られるよう要請するものとする。

### 3 普及啓発と情報発信

市は、関係団体等と連携し、市民の木材利用に対する理解の醸成を図るため、建築物等における木材（特に伊賀産材）の利用の意義や木材利用の好事例について市民に広く発信する。これにより、市民一人一人が木材利用の意義への理解を深め、日常生活における「木のある暮らし」の実践につなげるよう普及啓発を図るものとする。

具体的な数値目標については、別記2に定める。

### 4 コスト面で留意すべき事項

#### (1) 建築材料としての木材の利用のコスト

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、

維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

## (2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

### 附則

この方針は、平成25年4月1日から運用する。

この方針は、令和8年4月1日から運用する。

別記1 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

項目	目標	定義
低層の木造化施設	100%	「木造化施設」とは、建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という）に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の体積の5割以上に木材を利用した施設をいい、新築等された施設に占める木造化施設の割合を「木造化施設率」という。 また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の要件を満たすものを木造化施設とする。 なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（3階建て以下）の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難な施設（※注1）については、対象外とする。
木質化施設	100%	「木質化施設」とは、建築物の新築等に当たっては、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、市民の目に触れる機会が多い場所（火気や水、薬品等を使用するなど木質化がなじまない箇所は除く）等において木質化が行われた施設を、また、模様替えに当たっては、その内容に応じて可能な限り木材を利用した施設をいい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める木質化施設の割合を「木質化施設率」という。 なお、木質化が困難な施設（※注2）については、木質化施設率算定の対象外とする。

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

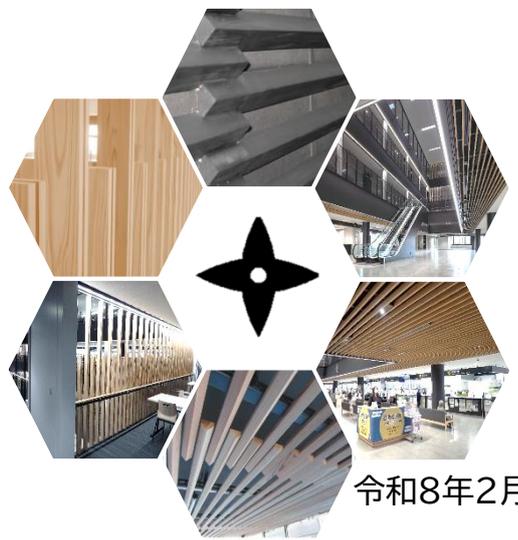
- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ・博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
- ・その他、機能等の観点から木造化がなじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設（水や薬品等に対する耐久性や重荷重に対する性能等が必要とされる施設等）

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求めない建築物については木造化を推進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

※注2 木質化が困難な施設とは、施工内容等（防水改修工事や修繕工事等）により木質化が可能な工事箇所がない施設をいう。

## 別記2 民間における木材利用促進への目標

項目	目標	定義
木材利用促進についての市民啓発イベントの実施	年1回以上	関係団体等と連携し、建築物等における伊賀産材をはじめとする木材利用の意義について市民へ広く発信する。



令和8年2月